

## 教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症蔓延により、子どもたちへの学びの保障や心身のケア、感染症蔓延対策などが行われています。また、新学習指導要領への対応に加え、休業措置に対するカリキュラム再編成など、臨時的な職務が行われています。さらに、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

本市でも、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学級編制の弾力的運用に理解が示される中で、子ども支援スタッフや複式学級解消に関わる市単教諭の配置をしています。また、「甲州市確かな学力育成プロジェクト」では市内全小中学校で学力の向上に先進的に取り組むなど、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日 議決

甲 州 市 議 会